

高福第 3012 号
令和元年 9 月 25 日

有料老人ホーム管理者 様
サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

消費税率の引上げ等に伴う有料老人ホーム事業の運営における
留意事項について(通知)

このことについて、令和元年 9 月 18 日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課長から、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

については、当該通知の内容に基づき、適切に事業を運営くださるようお願いいたします。

なお、本通知及び別添は、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載しています。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 5. 国・県の通知

→ 消費税率の引上げ等に伴う有料老人ホーム事業の
運営における留意事項について

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=425&topid=6>)

問合せ先

電話 045-210-1111 (代表)

高齢福祉課 保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4859)